

【協議事項】

No.17 発言通告等の締め切り日の見直しについて	事務局提案
---------------------------	-------

【提案趣旨】

「委員会付託を行う議員提出議案」や「討論の発言通告書」の提出の締め切り期限については、それぞれ提出の確認が行われる議会運営委員会の開会時までとなっている。しかし、先例どおりの運用がなされた場合、議会運営委員会の開会に支障をきたすこととなるため、現状を鑑み、下記のとおり締め切り期限を前日に変更するもの。

なお、追加議案が提出された場合の討論の発言通告の締め切り期限等については、その事案ごとに議会運営委員会で協議されており、今回提案の定例的な締め切り日の変更については、何ら問題ないものとする。

【先例修正案】**北九州市議会先例新旧対照表**

新（改正案）	旧（現行）
<p>39 議員提出議案のうち、委員会付託を行うものは招集告示日の<u>前日（当日が市の休日の場合は、その前日）</u>までに、意見書、決議その他委員会付託を省略するものは招集告示日（当初予算（暫定予算を除く。）又は決算を審議する議会においては会期最終日前 15 日）の職員の終業時刻までに議長に提出する。ただし、同一委員会に所属する議員全員が提出することを決定した議案については、この限りでない。</p>	<p>39 議員提出議案のうち、委員会付託を行うものは招集告示日に開催される議会運営委員会の<u>開会時</u>までに、意見書、決議その他委員会付託を省略するものは招集告示日（当初予算（暫定予算を除く。）又は決算を審議する議会においては会期最終日前 15 日）の職員の終業時刻までに議長に提出する。ただし、同一委員会に所属する議員全員が提出することを決定した議案については、この限りでない。</p>
<p>109 討論の発言通告書は、発言する日の議事日程を協議する議会運営委員会<u>開会日の前日（当日が市の休日の場合は、その前日）</u>までに議長に提出する。</p>	<p>109 討論の発言通告書は、発言する日の議事日程を協議する議会運営委員会<u>の開会時</u>までに議長に提出する。</p>